

【行政法と民法の違い】

『行政法の世界観』をイメージする上で、民法との比較が重要であるため、その大まかな違いを押さえておく。

【民法】

基本的に『1対1の取引』を想定しており、その取引は売買や賃貸借などの契約を中心に行われる。

↓そして

契約は、

一方からの申し込みに対し、相手方は承諾するか否かを任意に選択でき、申込者が一方的に強制できるものではない。

↓したがって

相手方への危険は少ないため、

契約内容等に関する法律による規制はあまり必要ではなく、当事者の自由（私的自治）に任せてよい（＝契約自由の原則）。

【行政法】

民法の『1対1の取引』と異なり、行政の相手は多数の国民である。

↓そのため、

迅速・画一的な処理の要請から、

行政の命令に従うか否かにつき、国民の任意の判断に任せるわけにはいかず、一方的に強制する必要がある。

↓ゆえに、

行政が国民に対して一方的に義務を課す行為である、行政行為が中心となる。

※課税処分や営業停止処分をイメージする。

※『一方的に権利義務を変動』させること＝権力的という。

↓但し

こうした一方的な強制力の行使は権力濫用のおそれがある。

↓そこで

行政行為等に対しては、

法律で民主的にコントロールすることが必要である

（※これを『根拠法が必要』『法律の授権が必要』等と表現する）

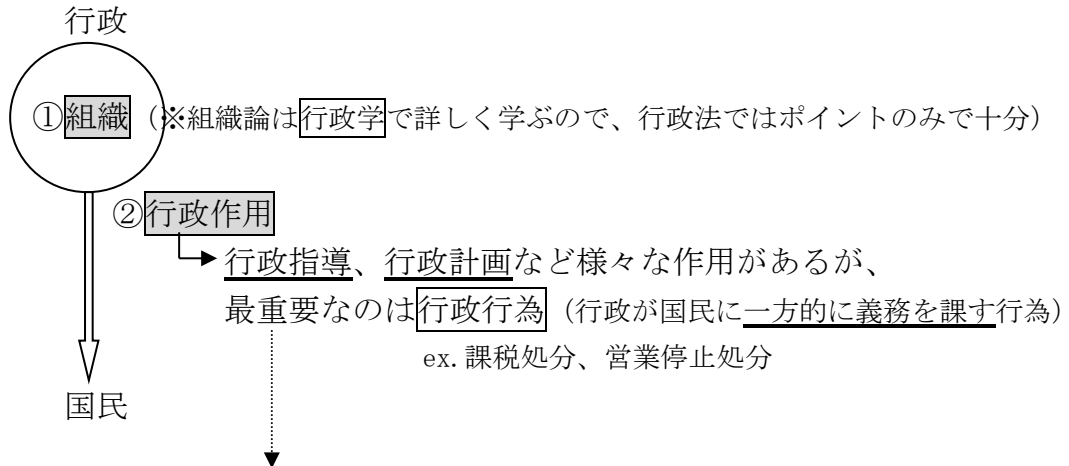
↓このような考えを

法律による行政という（詳細は後で）。

【行政法で学習する内容】

↓主に以下の3つのテーマがある。

- ①行政の組織
- ②行政の作用
- ③国民の救済方法



行政作用により国民の権利が侵害された場合⇒国民をどのように救済するか？

③ 国民の救済方法が必要である。

※現時点で以下の概要は覚えておく (詳細はテキスト後半で)。

行政の作用が

- 適法な場合 (ex. 法律に基づいて土地を収用した場合)
⇒ 損失補償請求 (→憲法29条3項等を使う)
- 違法な場合 (ex. 店舗を営業していたら違法に営業停止処分を受けた場合)
 - 金銭での賠償を要求する⇒ 国家賠償請求 (国家賠償法)
 - 違法な処分を取消 (除去) してもらう。
 - 裁判所に⇒ 取消訴訟を提起 (行政事件訴訟法)
 - 行政機関に⇒ 不服申立 (行政不服審査法)

↓従来は、

- ◎ 処分庁に対する 異議申立 という制度と、
- ◎ 上級庁に対する 審査請求 という制度があったが、
H26年の行政不服審査法の大改正により、
異議申立は廃止され、審査請求に一本化された。